校の教職員数（小学部及び中学部に係るものに限る。）の合計数（指定都市を包括する道府県にあつては、当該指定都市の平成30年改正前の省令第10条第16項の算式の符号Ｂ算式の符号 b_i の数、同項の算式の符号Ｃ算式の符号 c_i の数及び同項の算式の符号Ｄ算式の符号 d_i の数の合計数及び令和元年改正前の省令第10条第16項の算式の符号Ｂ算式の符号 b_i の数、同項の算式の符号Ｃ算式の符号 c_i の数及び同項の算式の符号Ｄ算式の符号 d_i の数の合計数を加算するものとし、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県及び新潟県にあつては、平成26年度から平成30年度までの各年度の東日本大震災復興特別会計予算から交付される義務教育費国庫負担法（昭和27年法律第303号）第2条の規定による負担金を受ける教職員の数（宮城県及び新潟県にあつては、区域内の指定都市における教職員数を加算するものとする。）として総務大臣が調査した数を加算するものとする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成5年度から平成9年度までの各年度において都道府県分の小学校費の算定に用いた小学校の教職員数、中学校費の算定に用いた中学校の教職員数及び特殊教育諸学校費の算定に用いた特殊教育諸学校の教職員数（小学部及び中学部に係るものに限る。）の合計数を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数（負数となるときは0とする。）

β　平成26年度から平成30年度までの各年度において警察費の算定に用いた警察職員数の合計数（千葉県にあつては各年度の警察職員数に警察法施行令附則第25項により加えられたものの数を、岩手県、宮城県及び福島県にあつては平成26年度から平成28年度までの各年度の警察職員数に警察法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第85号）による改正前の同令附則第29項により加えられたもの並びに平成29年度及び平成30年度の警察職員数に同令附則第29項により加えられたものの数を加算するものとする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）から平成5年度から平成9年度までの各年度において警察費の算定に用いた警察職員数の合計数（千葉県にあつては各年度の警察職員数に同令附則第25項により加えられたものの数を加算するものとする。）を5で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した数（負数となるときは0とする。）

γ　平成26年度から平成30年度までの各年度において東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員